

# 補装具種目(H24)

			耐用年数	基準額	備考			
肢体不自由	殻構造義手 欠損又は切断の記載	上腕義手	装飾用	4	-	※児童の耐用年数は 0歳(4月) 1~2歳(6月) 3~5歳(10月) 6~14歳(1年) 15~17歳(1年6月)  ・異なる形式の義肢は、必要に応じて同時に2個の申請が可能。 同じ形式の義肢を2個申請することは出来ないが、再交付と修理を同時に行うことは可能。		
			作業用	3				
			能動式	3				
		肩義手	装飾用	4				
			作業用	3				
			能動式	3				
		肘義手	装飾用	3				
			能動式	3				
		前腕義手	装飾用	3				
			能動式	3				
	手義手	装飾用	3					
		能動式	3					
	手部義手	装飾用	1					
		作業用	2					
	手指義手	装飾用	1					
		作業用	2					
	殻構造義足 欠損又は切断の記載	股義足	常用	4			-	・義足により実用的な歩行が可能であれば、車椅子の支給は認められない。しかし、生活上又は職業上真に必要であれば併給可能。
			大腿義足	常用				
		膝義足	吸着式	5				
			作業用	3				
		下腿義足	常用	3				
			作業用	3				
		果義足	鋼板入り	2				
			足袋型	2				
	足指義足	鋼板入り	1					
	骨格構造義手・義足	新規・再交付・修理		-			-	外装のみの修理申請は判定なし
	下肢装具	股装具	金属枠	3			-	※児童の耐用年数は 0歳(4月) 1~2歳(6月) 3~5歳(10月) 6~14歳(1年) 15~17歳(1年6月)  ※児童のみ ・先天性股関節装具 ・内反足装具 (外反足装具も準ずる)  ・上肢・下肢・体幹装具等支給条件:手帳にそれぞれの障害の記載があること  ・障害の状況や職業上の理由等で特に必要な場合は、2個交付することが出来る。例:屋外用・屋内用、夏用・冬用など
			硬性	2				
			軟性	2				
		長下肢装具	両側支柱	3				
スウェーデン式			2					
短下肢装具		両側支柱	3					
		片側支柱						
		S型支柱						
		鋼線支柱						
		板ばね						
		硬性(支柱あり)						
ツイスター		軟性	1.5					
	鋼索	2						
足底装具	軟性	2						
	鋼索	3						
靴型装具			1.5	-				
体幹装具	頸椎装具	金属枠	3	-				
		硬性	2					
	胸椎装具	カラー	3					
		金属枠	2					
	腰椎装具	硬性	1.5					
		軟性	3					
	仙腸装具	金属枠	3					
		硬性	2					
	側彎矯正装具	軟性	1.5					
		骨盤帯	2					
側彎矯正装具	シルウォーキープレイス	2						
	金属枠	1						
上肢装具	肩装具	金属枠	3	-				
		硬性	3					
	肘装具	硬性	3					
		軟性	2					
	手背屈装具	金属枠	3					
		硬性						
		軟性						
		長対立装具						
		短対立装具						
		把持装具						
MP屈曲装具	MP伸屈装具	3						
	指装具	3						
座位保持装置	B.F.O		3	-				

- ※ 注意事項
- 再交付を望む場合、過去に給付されたものと同じ型であれば申請書のみで良いが、違う型を望む場合は新規申請と同様である(但し、尻の場合+電動車椅子については再交付でも新規申請と同様の書類が必要)。
  - 本人がグレードの高いものやファッション性の高いもの等を希望する場合、差額を本人が負担することを認める。
  - 制度の優先順位:①労災→②介護保険→③福祉
  - 医療保険適用除外。初めての装具や義肢は、医療用(治療用)装具や訓練用義肢が原則であり、留意を要する。
  - 入院中の者への支給:退院後に引き続き補装具を使用することが考えられ、入院中に装着訓練等を行うことにより有効な利用が図られる場合。
  - 支給した補装具が9か月以内に通常の使用状態で破損した場合は、業者の責任において改善を行う(一度修理した部位が3か月で破損した場)。
  - 自費購入等により使用している補装具であっても、対象要件に合致すれば修理可能。但し、介護保険等の貸与物品に関しては対象外。
  - 座位保持装置と車椅子の併給:使用目的、使用場所が違う等、必要性が認められる場合可能。

障害部位	介護保険優先	種目	名称	基本構造	耐用年数	基準額	備考							
視覚障害		盲人用安全つえ	普通型	グラスファイバー	2	3,550	・夜光材付410円増 ・全面夜光材付1,200円増 ・フラッシュライト付1,650円増 ・ベル付1,650円増 ・木材でホリカーホネット樹脂被覆付1,450円増 ・ゴムグリップ付660円増							
				木材	1,650									
			携帯用	グラスファイバー	5	2,200								
				木材	2	4,400								
			身体支持併用	軽金属	2	3,700								
		軽金属		4	3,550									
		義眼	無眼球又は眼球萎縮の記載	普通義眼	プラスチック又はガラス	2	17,000	・コンタクト義眼は視力が0に近く、眼球が萎縮している者及び眼球が変色している者						
					特殊義眼	同上。特殊加工を施したもの	60,000							
					コンタクト義眼	プラスチック	60,000							
		眼鏡		矯正眼鏡	6D未満	4	17,600	・価格はレンズ2枚1組、枠を含む ・乱視は片側、両側にかかわらず4,200円増し						
					6D以上10D未満		20,200							
					10D以上20D未満		24,000							
					20D以上		24,000							
				遮光眼鏡	前掛式	21,500								
					・羞明をきたし、その軽減には遮光眼鏡の装用による他ないこと 6D未満	30,000								
6D以上10D未満	30,000													
コンタクトレンズ	10D以上20D未満			30,000										
	20D以上			30,000										
	弱視眼鏡			掛けめがね式 焦点調節式	15,400	価格はレンズ1枚								
聴覚障害		補聴器	4級以下(90dB未満)は高度難聴用 3级以上(90dB以上)は重度難聴用		5	34,200	・耳あな型は箱形、耳掛形の使用が困難な場合。特にオーダーメイドは耳介の変形や職業上ヘルメットを被る必要がある場合のみ ・骨導型は伝音性難聴で耳漏が多い等で耳栓が使用できない場合 ・両耳装用は職業上又は学校教育上真に必要な場合(状況調査票必要) ・FM型補聴器の場合、修理項目によりFM型受信機等を追加可能							
						55,800								
						43,900								
						67,300								
						87,000								
						137,000								
						70,100								
						120,000								
						肢体不自由		★	車椅子	・歩行障害(3級以上) ＝下肢、体幹等 ・内部障害(1級) ※歩行障害4級でも、その他の要因があれば支給出来る可能性有り		6	100,000	・既製品の場合は75%の価格 ・介護保険適用者の場合オーダーメイドのみ支給可能 ・車椅子のエアクッション(特殊な空気構造のもの)のみ支給申請の場合、過去に給付実績があれば修理申請で受理してよいが、交付されていなければ意見書が必要
													120,000	
148,000														
173,000														
232,000														
100,000														
120,000														
117,000														
133,600														
160,500														
82,700														
81,000														
114,000														
128,000														
153,000														
★	電動車椅子	・歩行障害(1級) ＝下肢、体幹等 ＋上肢障害により車椅子が使用出来ない者 ・内部障害(1級)			6	314,000	・この他に「電動車椅子用検査表」も必要 ・外部充電電池を必要とせずには内蔵する場合は30,000円							
						329,000								
						157,500								
						212,500								
						343,500								
						440,000								
						701,400								
						580,000								
						982,000								
						★		歩行器	肢体不自由又は内部障害			5	63,100	・意見書は支給対象の基準に該当しない場合等、状況に応じて必要
39,600														
39,600														
34,000														
27,000														
22,000														
30,000														
★	歩行補助つえ				2	3,300	・夜光材付410円増 ・全面夜光材付1,200円増 ・外装に白色または黄色ラッカー塗装の場合260円増							
						3,300								
						4,000								
						4,500								
						8,000								
						8,000								
						6,600								
						24,000								
						★		座位保持椅子	児童のみ	機能障害の状況に適合		3	24,300	
													起立保持具	児童のみ
頭部保持具	児童のみ	座位保持し等に装着	3	7,100										
	排便補助具	児童のみ	普通便所で排便が困難な場合	2	10,000									
★		重度障害者用意思伝達装置	重度の両上下肢(機能全廃)及び音声・言語機能(喪失)障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者	文字等捜査入力方式	5		143,000						・ソフトウェアが組み込まれた専用機器及びプリンタで構成されたもの、もしくは生体現象(脳の血液量等)を利用して「はいいいえ」を判定するものであること ・その他障害に応じて付属品を加算	
	さらに通信機能が付加されたもの						450,000							
	さらに環境制御機能が付加されたもの					450,000								
★	生体現像方式	生体信号の検出装置及解析装置			5	450,000								